

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例の概要

1 目的

区民サービスの向上を図るため、平成25年度から、下記のとおり、学童クラブの育成時間の拡大及び延長育成制度の拡充をするとともに、土曜育成を実施する。

2 学童クラブの育成時間の拡大

学童クラブの実施日（月曜日から金曜日までに限る。）における育成時間を次のように延長する。

区分	現 行	改 正 案
学校授業日	授業の終了後から午後5時まで	授業の終了後から午後6時まで
学校休業日	午前9時から午後5時まで	午前8時30分から午後6時まで

通常育成にかかる学童クラブ育成料は、変更なし（月額 4,500円）。

3 延長育成制度の拡充

区長が特に必要があると認める児童に対し、学童クラブの実施日（月曜日から金曜日までに限る。）において次のように育成時間を延長することができることとし（一部の施設を除く。）、その育成料を定める。

区分		現 行	改 正 案
早 朝 延 長	育成時間		午前8時から午前8時30分まで
	育成料		月額 500円
夜 間 延 長	育成時間	午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
	育成料		月額 1,000円

延長育成の育成料について、区長は、特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

#### 4 土曜育成制度の実施

区長が特に必要があると認める児童に対し、次のように土曜日に育成を行うことができることとし（一部の施設を除く。）、その育成料を定める。

##### （１）育成時間

区 分	現 行	改 正 案
学校授業日		授業の終了後から午後7時まで
学校休業日		午前8時から午後7時まで

##### （２）育成料

区 分	現 行	改 正 案
学校授業日		月額 1,500円
学校休業日		

土曜育成の育成料について、区長は、特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

#### 5 実施場所

計16室

本館：11室

墨田児童会館、八広児童館、江東橋児童館、東向島児童館、立花児童館、立川児童館、文花児童館、中川児童館、外手児童館、八広はなみずき児童館、さくら橋コミュニティセンター

分室：5室

墨田児童会館学童クラブ二寺分室、墨田児童会館学童クラブ隅田分室、東向島児童館学童クラブ一寺分室、立川児童館学童クラブ中和分室、外手児童館学童クラブ業平分室

#### 6 施行日

平成25年4月1日

ただし、学童クラブの通常育成、延長育成及び土曜育成の各利用に係る手続、準備行為等は、施行の前日においても行うことができる。